

第8期初等中等教育分科会の審議の状況について

教員養成部会

●これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について

- 平成26年7月、第92回中央教育審議会総会において文部科学大臣より、「これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について」諮問。前期に引き続き初等中等教育分科会の下に設置された「教員養成部会」において、養成・採用・研修を通じた教員の資質の向上の方策や学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備等について検討を進め、平成27年12月、第104回総会において答申。【参考1】

チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会

●チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について

- 平成26年7月、第92回中央教育審議会総会において文部科学大臣より、「これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について」諮問。前期に引き続き初等中等教育分科会の下に設置された「チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会」において、チームとしての学校の在り方及びその実現のための具体的な改善方策について検討を進め、平成27年12月、第104回総会において答申。【参考2】

地域とともにある学校の在り方に関する作業部会

●新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について

- 平成27年4月、第99回中央教育審議会総会において文部科学大臣より、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について」諮問。初等中等教育分科会の下に「地域とともにある学校の在り方に関する作業部会」を設置して、新しい時代の教育や地方創生を実現するために求められる今後のコミュニティ・スクールの在り方とそれを踏まえた総合的な推進方策等についての検討を進め、平成27年12月、第104回総会において答申。【参考3】

教育課程部会

●幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善及び必要な方策等について

- 平成26年11月、第95回中央教育審議会総会において文部科学大臣より、「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問。前期に引き続き初等中等教育分科会の下に設置された「教育課程部会」、教育課程部会の下に設置された「教育課程企画特別部会」において、学習指導要領改訂の基本的な方向性について審議。平成27年8月には同特別部会で「論点整理」が取りまとめられた。その後、教科別・学校段階別にワーキング・グループ等を設置し、「論点整理」に沿って専門的に審議を行った。これらを踏まえ、平成28年8月に、教育課程部会で「審議のまとめ」が取りまとめられた後、パブリック・コメント及び関係団体ヒアリングを経て、平成28年12月、第109回総会において答申。【参考4】

学校安全部会

●第2次学校安全の推進に関する計画の策定について

- 平成28年4月、第106回中央教育審議会総会において文部科学大臣より、「第2次学校安全の推進に関する計画の策定について」諮問。初等中等教育分科会の下に「学校安全部会」を設置して、現行計画期間中の学校安全に関する取組状況の検証及び社会の状況の変化に基づく改善策、安全教育、安全管理を適切に行うために必要な組織体制の在り方等、次期計画に盛り込むべき事項について審議を行い、平成29年2月、第110回総会において答申。【参考5】

その他

- 平成27年10月、中央教育審議会総会における「教職員定数に係る緊急提言」に関して、多様な教育課題や地域のニーズに応じた確固たる教育活動を行うために必要な教職員定数の戦略的充実・確保について議論を行った。【参考6】

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について (答申のポイント)

参考1

背景

- 教育課程・授業方法の改革(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、教科等を越えたカリキュラム・マネジメント)への対応
- 英語、道徳、ICT、特別支援教育等、新たな課題への対応
- 「チーム学校」の実現

- 社会環境の急速な変化
- 学校を取り巻く環境変化
 - ・大量退職・大量採用→年齢、経験年数の不均衡による弊害
 - ・学校教育課題の多様化・複雑化

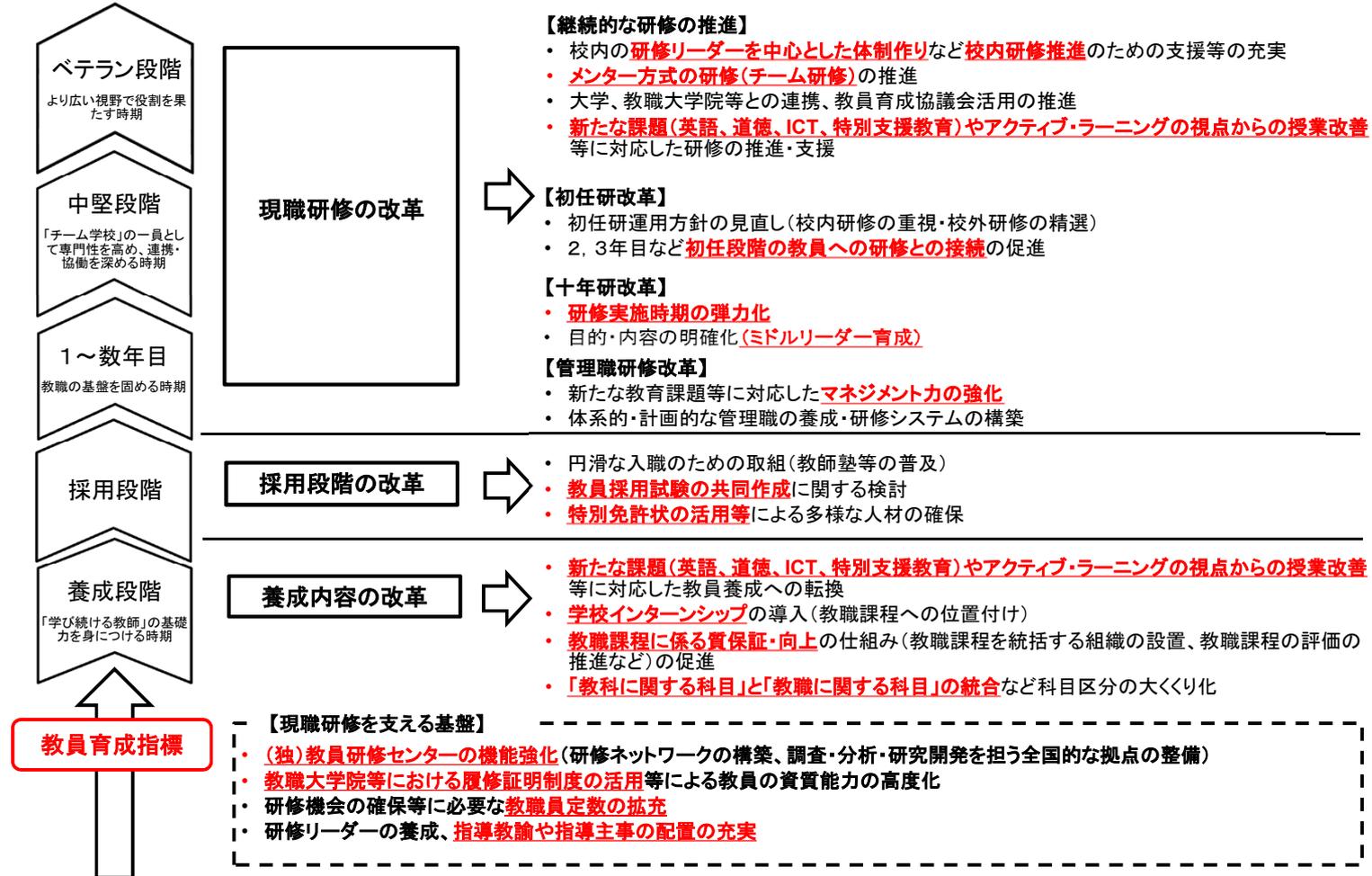
主な課題

【研修】 ○教員の学ぶ意欲は高いが多忙で時間確保が困難 ○自ら学び続けるモチベーションを維持できる環境整備が必要 ○アクティブ・ラーニング型研修への転換が必要 ○初任者研修・十年経験者研修の制度や運用の見直しが必要	【採用】 ○優秀な教員の確保のための求める教員像の明確化、選考方法の工夫が必要 ○採用選考試験への支援方策が必要 ○採用に当たって学校内の年齢構成の不均衡の是正に配慮することが必要	【養成】 ○「教員となる際に最低限必要な基礎的・基盤的な学修」という認識が必要 ○学校現場や教職に関する実際に体験させる機会の充実が必要 ○教職課程の質の保証・向上が必要 ○教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善が必要
--	--	--

- 【全般的事項】**
- 大学等と教育委員会の連携のための具体的な制度的枠組みが必要
 - 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の特徴や違いを踏まえ、制度設計を進めていくことが重要
 - 新たな教育課題(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ICTを用いた指導法、道徳、英語、特別支援教育)に対応した養成・研修が必要
- 【免許】**○義務教育学校制度の創設や学校現場における多様な人材の確保が必要

具体的方策

○ 養成・採用・研修を通じた方策～「教員は学校で育つ」との考えの下、教員の学びを支援～



○ 学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備

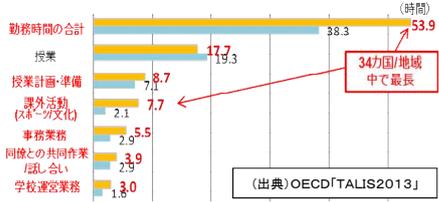
- ・ 教育委員会と大学等との**協議・調整のための体制(教員育成協議会)**の構築
- ・ 教育委員会と大学等の協働による**教員育成指標、研修計画の全国的な整備**
- ・ 国が大綱的に**教員育成指標の策定指針**を提示、**教職課程コアカリキュラム**を関係者が共同で作成(グローバル化や新たな教育課題などを踏まえて作成)

学校において子供が成長していく上で、教員に加えて、多様な価値観や経験を持った大人と接したり、議論したりすることで、より厚みのある経験を積むことができ、本当の意味での「生きる力」を定着させることにつながる。そのために、「チームとしての学校」が求められている。

1. 「チームとしての学校」が求められる背景

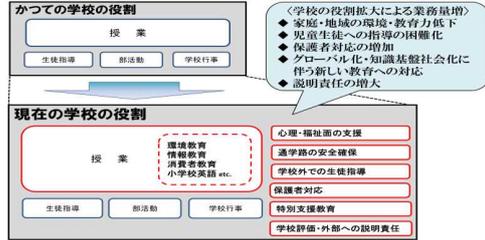
(1) 新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するための体制整備

- 新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育むためには、「**社会に開かれた教育課程**」を実現することが必要。
- そのためには、「**アクティブ・ラーニング**」の視点を踏まえた指導方法の不断の見直しによる授業改善や「**カリキュラム・マネジメント**」を通じた組織運営の改善のための組織体制の整備が必要。



(2) 複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備

- いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育の充実への対応など、**学校の抱える課題が複雑化・多様化**。
- 貧困問題への対応など、**学校に求められる役割が拡大**。
- 課題の複雑化・多様化に伴い、**心理や福祉等の専門性**が求められている。



(3) 子供と向き合う時間の確保等のための体制整備

- 我が国の教員は、**学習指導、生徒指導、部活動等、幅広い業務を担い、子供たちの状況を総合的に把握して指導している**。
- 我が国の学校は、欧米諸国と比較して、教員以外の**専門スタッフの配置が少ない**。
- 我が国の教員は、国際的に見て、勤務時間が長い。

2. 「チームとしての学校」の在り方

(1) 「チームとしての学校」を実現するための3つの視点

「専門性に基づくチーム体制の構築」、「学校のマネジメント機能の強化」、「教員一人一人が力を発揮できる環境の整備」の**3つの視点に沿って検討**を行い、**学校のマネジメントモデルの転換を図っていく**ことが必要である。

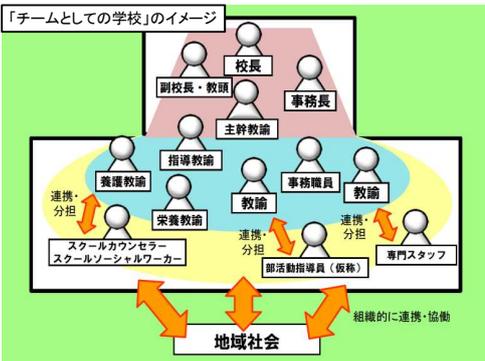
(2) 「チームとしての学校」と家庭、地域、関係機関との関係

学校と家庭、地域との連携・協働によって、**共に子供の成長を支えていく体制を作る**ことで、学校や教員が教育活動に重点を置いて取り組むことができるようになることが重要である。また、学校と警察や児童相談所等との連携・協働により、**生徒指導や子供の健康・安全等に組織的に取り組んでいく**必要がある。

(3) 国立学校や私立学校における「チームとしての学校」

国立学校、私立学校については、その**位置付けや校種の違いなどに配慮して、各学校の取組に対する必要な支援を行う**ことが重要である。

3. 「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策



(1) 専門性に基づくチーム体制の構築

教員が、学校や子供たちの実態を踏まえ、学習指導や生徒指導等に取り組むことができるようになるため、指導体制の充実を行う。加えて、心理や福祉等の専門スタッフについて、学校の職員として法令に位置付け、職務内容等を明確化すること等により、質の確保と配置の充実を進める。

①教職員の指導体制の充実

- アクティブラーニングの視点からの授業改善やいじめ、特別支援教育、帰国・外国人児童生徒等の増加、子供の貧困等に対応した必要な教職員定数の拡充
- 指導教諭の配置促進等による指導体制の充実

②教員以外の専門スタッフの参画

- 心理や福祉に関する専門スタッフの学校における位置付けを明確にし、配置充実につなげるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを法令に位置付け
- 学校図書館の利活用の促進のため、学校司書の配置を充実
- 教員に加え、部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができる職員として、部活動指導員(仮称)を法令に位置付け
- 医療的ケアが必要な児童生徒の増加に対応するため、医療的ケアを行う看護師等の配置を促進

③地域との連携体制の整備

- 地域との連携を推進するため、地域連携担当教職員(仮称)を法令上明確化

(2) 学校のマネジメント機能の強化

専門性に基づく「チームとしての学校」を機能させるため、優秀な管理職を確保するための取組や、主幹教諭の配置促進、事務機能の強化などにより、校長のリーダーシップ機能を強化し、これまで以上に学校のマネジメント体制を強化する。

①管理職の適材確保

- 教職大学院等への派遣や、主幹教諭等を経験させることによる、管理職の計画的な養成
- マネジメント能力を身に付けさせるための管理職研修を充実させるためのプログラムの開発

②主幹教諭制度の充実

- 管理職の補佐体制の充実のため、加配措置の拡充による主幹教諭の配置の促進
- 主幹教諭の活用方策等の全国的な展開のため、具体的な取り組み事例に基づく実践的な研修プログラムを開発

③事務体制の強化

- 事務職員について、管理職を補佐して学校運営に関わる職として、学校教育法上の職務規定を見直し
- 学校の事務機能強化を推進するため、事務の共同実施組織について、法令上明確化

(3) 教員一人一人が力を発揮できる環境の整備

教職員がそれぞれの力を発揮し、伸ばしていくことができるようになるため、人材育成の充実や業務改善等の取組を進める。

①人材育成の推進

- 教職員の意欲を引き出すため、人事評価の結果を任用・給与などの処遇や研修に適切に反映
- 教職員間や専門スタッフとの協働を促進するため、文部科学大臣優秀教職員表彰において、学校単位等の取組を表彰

②業務環境の改善

- 「学校現場における業務改善のためのガイドライン」等を活用した研修を実施
- 教職員が健康を維持して教育に携わることができるよう、ストレスチェック制度の活用など、教職員のメンタルヘルス対策を推進

③教育委員会等による学校への支援の充実

- 学校の指導方法の改善等を支援するため、小規模市町村において、専門的な指導・助言を行う指導主事の配置を充実
- 弁護士等による、不当な要望等への「問題解決支援チーム」を教育委員会が設置することへの支援

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた 学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について(中教審答申)の概要

(H27.12.21)

背景

- 地域の教育力の低下や家庭教育の充実の必要性が指摘されており、**地域の教育力の充実**が必要
- 学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、教職員のみならず**社会総掛かりで対応**する必要
- これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤構築等の観点から、**学校と地域がパートナーとして連携・協働**するための組織的・継続的な仕組みが必要

主な課題

【コミュニティ・スクール】

- 現在2,389校(約6%)にとどまっており、**更なる推進の加速**が必要
- 元々、学校のガバナンス強化を目的に導入された制度であるが、**学校を応援する存在**とする必要
- 学校運営の責任者である**校長のリーダーシップ**をより一層発揮させる必要
- 教職員の任用に関する意見によって、人事が混乱するのではとの**懸念を払拭**する必要

【地域における学校との協働体制】

- 子供を育て、地域を創るため地域の教育力を向上し、**持続可能な地域社会**を創ることが必要
- 地域と学校が連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支える活動の**全国的な推進**が必要
- 従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動を**総合化・ネットワーク化**することが必要
- 地域住民や学校との連絡調整等を担う**コーディネート機能の強化**が必要

【両者の一体的推進】

- 両者の体制が、相互に補完し高め合う存在として、**両輪となって相乗効果を発揮**していくことが必要
- 学校や地域の実情、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制の構築が重要

1

今後の地域における学校との協働体制の在り方について(中教審答申のポイント)

教育再生実行会議第6次提言(平成27年3月)

地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策の推進が必要

中央教育審議会答申(平成27年12月)

従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動を基盤に、「**地域学校協働本部**」を全ての地域に整備し、地域全体で学び合い未来を担う子供たちの成長を支える活動(**地域学校協働活動**)を推進する。

体制の改善	現状・課題	提言内容
①「 地域学校協働活動 」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化、地域の教育力の低下、学校が抱える課題は複雑化・困難化に対応し、社会総掛かりでの教育の実現を図る必要がある。 ・これまでの学校支援地域本部や放課後子供教室等の取組を通じ、学校と地域の関係構築につながるなど、一定の成果は評価。 ・一方、学校支援活動や放課後子供教室、土曜日の教育活動等の活動間の連携が十分でない等の課題あり。 ・地域住民が学校のパートナーとしてより主体的に参画し、地域と学校との関係を新たな関係(連携・協働)に発展させることが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する活動を「地域学校協働活動」として積極的に推進。 ◆ 「支援」から「連携・協働」、個別の活動から「総合化・ネットワーク化」を目指す新たな体制としての「地域学校協働本部」を全国的に整備 ▶▶ 教育委員会による地域学校協働活動推進のための体制整備について法令上明確化
② コーディネート機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と地域のコーディネーターの下で、特定の個人に依存するなど持続可能な体制ではない等の課題あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「地域コーディネーター」(地域住民や学校との連絡調整を実施)及び「統括的なコーディネーター」(複数のコーディネーターとの連絡調整等を実施)の配置や機能強化(持続可能な体制の整備、人材の育成・確保、質の向上等)を推進。

(※) この他、地域学校協働活動の推進に向けた財政支援、普及啓発、事例集作成等の方策について提言。

今後のコミュニティ・スクールの在り方について(中教審答申のポイント)

教育再生実行会議第6次提言(平成27年3月)

コミュニティ・スクールの仕組みの必置の検討

中央教育審議会答申(平成27年12月)

以下の制度面・運用面の改善とあわせ、教育委員会に学校運営協議会の設置の努力義務を課すといった総合的な方策により、コミュニティ・スクールを推進することを提言。

制度面の改善	現状・課題	提言内容(見直しの方向性)
① 学校を応援する役割の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営に関して協議し、意見を述べる役割のみ規定。 委員は、地域住民や保護者一般が規定されているのみ。 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会の役割として、学校運営に加えて学校支援に関する協議を行える仕組みに。 学校支援活動に携わる者(地域コーディネーター等)の委員としての参画を促進。
② 校長のリーダーシップ発揮	<ul style="list-style-type: none"> 委員は教育委員会の任命とされ、校長の関与は特段規定なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 委員の任命に当たり、校長が意見申出を行えることとし、校長がリーダーシップを発揮できる仕組みに。
③ 任用に関する意見の柔軟化	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の任用に関する意見を任命権者に申し出ることができる他、<u>特段の規律なし</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティ・スクール導入の積極的な検討を促す観点から、柔軟な運用(※)を確保する仕組みに。 <p>(※) 柔軟な運用例：教育委員会規則で、個人を特定しない形での意見に限定</p>
④ 複数校対象の設置を可能に	<ul style="list-style-type: none"> 学校ごとに協議会を設置することとされ、複数校の協議会の委員の併任等で対応。 	<ul style="list-style-type: none"> 小中一貫教育等の学校間の円滑な接続を図る観点から、複数校について一つの協議会設置を可能とする仕組みに。

(※) この他、コミュニティ・スクールの導入に伴う体制面・財政面での負担を軽減するための方策等について提言。 -2-

学習指導要領改訂の背景

人工知能が進化して、
人間が活躍できる職業は
なくなるのではないか。

今学校で教えていることは、
時代が変化したら
通用しなくなるのではないか。

子供たちに、情報化やグローバル化など急激な社会的変化の中でも、
未来の創り手となるために必要な資質・能力を
確実に備えることのできる学校教育を実現する。

よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を作るという**目標を学校と社会が共有**して実現

社会や産業の構造が変化し、質的な豊かさが成長を支える成熟社会に移行していく中で、私たち人間に求められるのは、定められた手続を効率的にこなしていくにとどまらず、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかを考え、主体的に学び続けて自らの能力を引き出し、自分なりに試行錯誤したり、多様な他者と協働したりして、新たな価値を生み出していくことであるということ、そのためには生きて働く知識を含む、これからの時代に求められる資質・能力を学校教育で育成していくことが重要であるということ、学校と社会とが共通の認識として持つことができる好機にある。

学校教育のよさをさらに進化させるため、学校教育を通じて子供たちが身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容などの全体像を分かりやすく見渡せる「**学びの地図**」として、**学習指導要領を示し、幅広く共有**

- ・これからの時代に求められる知識や力とは何かを明確にし、教育目標に盛り込む。これにより、子供が学びの意義や成果を自覚して次の学びにつなげたり、学校と地域・家庭とが教育目標を共有してカリキュラム・マネジメントが実現しやすくなる。
- ・生きて働く知識や力を育む質の高い学習過程を実現するため、各教科における学びの特質を明確にするとともに、授業改善の視点（「アクティブ・ラーニングの視点」）を明確にする。これにより、教科の特質に応じた深い学びと、我が国の強みである「授業研究」を通じたさらなる授業改善が実現する。

これからの教育課程の理念

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にししながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

＜社会に開かれた教育課程＞

- ① **社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。**
- ② **これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。**
- ③ **教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。**

学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の
新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない*

※高校教育については、些末な事実的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、
そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得
など、新しい時代に求められる
資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い
理解を図るための学習過程
の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び

主体的・対話的で深い学びの実現

（「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）について（イメージ）

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

【例】

- 学ぶことに興味や関心を持ち、毎時間、見通しを持って粘り強く取り組むとともに、自らの学習をまとめ振り返り、次の学習につなげる
- 「キャリア・パスポート（仮称）」などを活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりする



学びを人生や社会に
生かそうとする
学びに向かう力・
人間性等の涵養

生きて働く
知識・技能の
習得

未知の状況にも
対応できる
思考力・判断力・表現力
等の育成

主体的な学び 対話的な学び

深い学び

【深い学び】

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

【例】

- 事象の中から自ら問いを見だし、課題の追究、課題の解決を行う探究の過程に取り組む
- 精査した情報を基に自分の考えを形成したり、目的や場面、状況等に応じて伝え合ったり、考えを伝え合うことを通して集団としての考えを形成したりしていく
- 感性を働かせて、思いや考えを基に、豊かに意味や価値を創造していく



【対話的な学び】

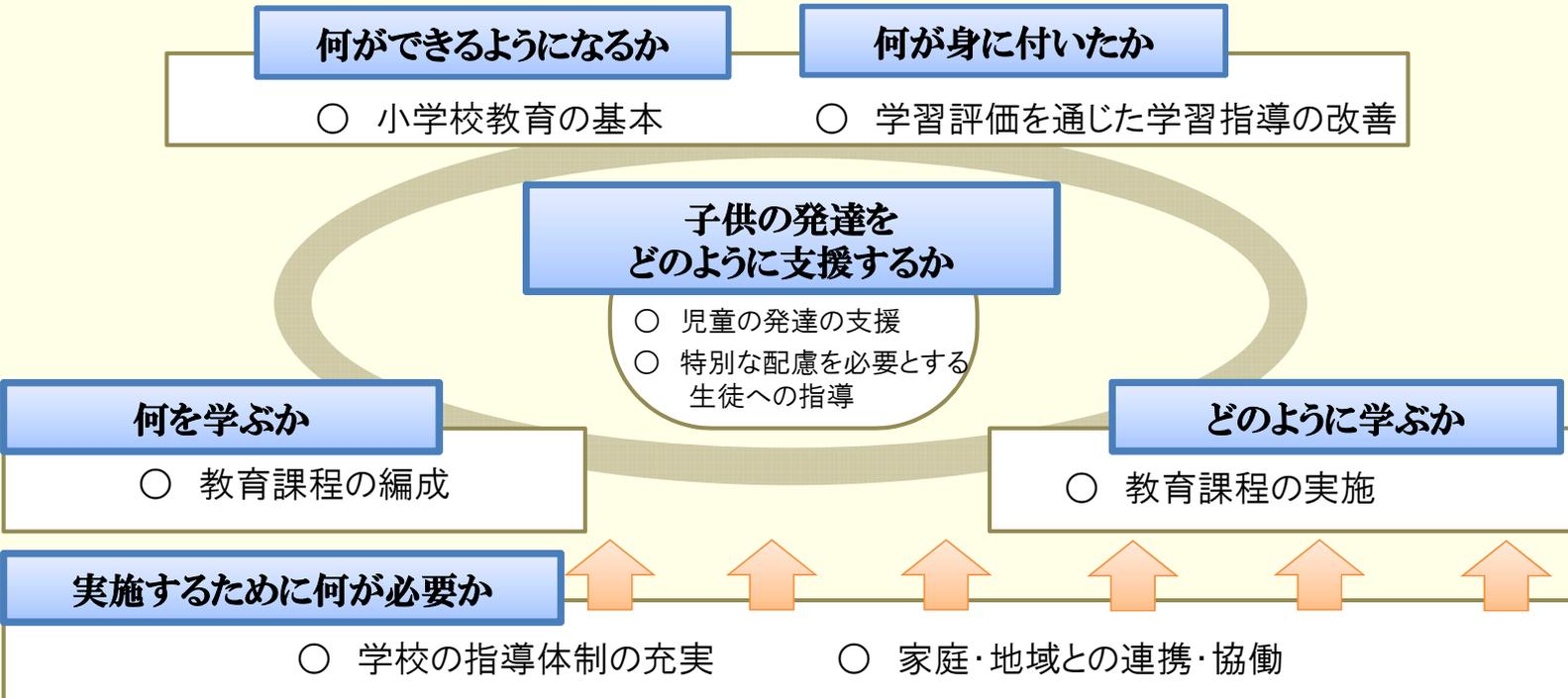
子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

【例】

- 実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりすることで自らの考えを広げる
- あらかじめ個人で考えたことを、意見交換したり、議論したり、することで新たな考え方に気が付いたり、自分の考えをより妥当なものとしたりする
- 子供同士の対話に加え、子供と教員、子供と地域の人、本を通して本の作者などとの対話を図る

学習指導要領総則の構造とカリキュラム・マネジメントのイメージ

教育課程の構造や、新しい時代に求められる資質・能力の在り方、アクティブ・ラーニングの考え方等について、すべての教職員が校内研修や多様な研修の場を通じて理解を深めることができるよう、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」の視点から学習指導要領の要であり、教育課程に関する基本原則を示す「総則」を抜本的に改善し、必要な事項を分かりやすく整理。



「第2次学校安全の推進に関する計画の策定について(答申)の概要」

参考5

【今後の学校安全の推進の方向性】

《目指すべき姿》

- (1) 全ての児童生徒等が、安全に関する資質・能力を身に付けることを目指す。
- (2) 学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを目指すとともに、負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にすることを旨とする。

【目指すべき姿の実現に向けた主な施策目標と方策】

(1) 学校安全に関する組織的取組の推進

- 施策目標1 全ての学校において、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心とした組織的な学校安全体制を構築する。
- 施策目標2 全ての学校において、学校安全計画及び危機管理マニュアルを策定する。
- 施策目標3 全ての学校において、自校の安全教育に係る取組を評価・検証し、学校安全計画及び危機管理マニュアルの改善を行う。
- 施策目標4 全ての教職員が、各種機会を通じて、各キャリアステージにおいて、必要に応じた学校安全に関する研修等を受ける。

《方策》

- 学校における人的体制の整備
- 学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定・検証の徹底
- 学校安全に関する教職員の研修及び教員養成の充実

(2) 安全に関する教育の充実方策

- 施策目標5 全ての学校において、学校教育活動全体を通じた安全教育を実施する。
- 施策目標6 全ての学校において、自校の安全教育の充実の観点から、その取組を評価・検証し、学校安全計画(安全管理、研修等の組織的活動含む)の改善を行う。

《方策》

- 「カリキュラム・マネジメント」の確立を通じた系統的・体系的な安全教育の推進
- 優れた取組の普及を通じた指導の改善・充実
- 現代的課題への対応

(3) 学校の施設及び設備の整備充実

- 施策目標7 全ての学校において、耐震化の早期完了を目指すとともに、緊急的に取り組むことが必要な老朽化対策等の安全対策を実施する。
- 施策目標8 全ての学校において、地域の特性に応じ、非常時の安全に関わる設備の整備を含めた安全管理体制を充実する。

《方策》

- 学校施設の安全性の確保のための整備
- 学校における非常時の安全に関わる設備の整備充実

(4) 学校安全に関するPDCAサイクルの確立を通じた事故等の防止

- 施策目標9 全ての学校において、定期的に学校施設・設備の安全点検を行うとともに、三領域(生活安全・災害安全・交通安全)全ての観点から通学・通園路の安全点検を行い、児童生徒等の学校生活環境の改善を行う。
- 施策目標10 全ての学校において、学校管理下における事故等が発生した場合には、「学校事故対応に関する指針」に基づく調査を行う

《方策》

- 学校における安全点検
- 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等

(5) 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- 施策目標11 全ての学校において、児童生徒等の安全に関する保護者・地域住民との連携体制を構築する。
- 施策目標12 全ての学校において、児童生徒等の安全に関する外部専門家や関係機関との連携体制を構築する。

《方策》

- 家庭、地域との連携・協働の推進
- 関係機関との連携による安全対策の推進

教職員定数に係る緊急提言

平成 27 年 10 月 28 日
中央教育審議会

中央教育審議会は、教育が、一人一人の人格の完成を目指し、国家・社会の存立・繁栄の基盤を形成するものであるとの自負を持って、将来を支える豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関し、真摯に審議を重ね、累次の答申等を取りまとめてきた。現在も、文部科学大臣の諮問に応じ、初等中等教育における教育課程の基準等の在り方をはじめ、各般にわたる議論を行っている。また、学校現場では、これらの答申等の実現に向け、日々懸命な努力が行われている。

そのような中、公立学校の教職員定数について、財政制度等審議会において、児童生徒数の減少に合わせて加配定数も含め教職員定数を機械的に削減すべきとの考え方が示されている。

厳しい財政状況を踏まえ、限りある財源を有効に使うことは必要であるが、教職員定数の機械的な削減という主張は、今後の日本社会の発展のために、子供の実態や学校現場・地方の実情に応じて教育が果たさなければならない役割についての認識が全く窺えないばかりか、各学校の厳しい実態を無視した、あまりにも非現実的なものであり、結果として「一億総活躍社会」や「地方創生」を支える人材育成を不可能とするものである。

本審議会においては、学校が直面する諸課題に対応しつつ、新しい時代に求められる資質能力を育成するための方策を審議してきたが、これらは全て実際に教育活動を行う教職員の資質能力の向上と教職員数の確保なくしては画餅に帰するものであり、上記の考え方は暴論であると言わざるを得ない。

国の方針としても、経済成長の源泉は「人」であり、教育を通じた人材育成は、極めて重要な先行投資であると位置付けられているように、教育は、「国家百年の計」であって、長期的な視点に立った制度設計が必要であり、その最も重要な基盤である教育投資を怠れば、国家の未来に大きな禍根を残すことになることを深く憂慮する。

このため、本審議会は、この緊急提言を行うものである。

教職員定数の機械的な削減ではなく、多様な教育課題や地域のニーズに応じた確固たる教育活動を行うために必要な教職員数を戦略的に充実・確保すべきである。

少子化が進む一方、児童生徒への指導は近年困難化している状況にある。例えば、①子供の貧困と教育格差の拡大、②障害の状態に応じた特別な指導を必要とする児童生徒の著しい増加、③日本社会への適応に課題がある外国人児童生徒の増加、④い

じめ・不登校・暴力行為などの生徒指導上の課題の更なる深刻化など、これらの多様な課題を抱える子供たちが社会で活躍できるようにするための指導体制の整備は一刻の猶予もならない。

また、今後変化の激しい社会の中で生きていくためには、実社会や実生活の中で知識を活用し、自ら課題を発見しその解決に向けて主体的協働的に取り組む力が求められており、いわゆるアクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導方法の革新が必要である。また、学習指導要領の次期改訂では、小学校における英語の教科化に向けて審議を行っている。

一方で、OECD の国際調査等で示されているように、日本の教員は世界で最も長時間の勤務を行っている。教員業務の質量双方の増加は時間外勤務の増加と研修時間の減少を招いており、学校がこのような新しい改革に機動的に取り組むことを難しくしている。

本審議会は、このような喫緊の教育課題に対応し、教育改革を学校が真に実行できるようにするため、加配定数を含む教職員定数の充実を強く求める。

また、効果的な運営を通じて学校が期待される教育機能を最大限発揮するためには、「チーム学校」の取組を進め専門人材を活用するとともに、コミュニティ・スクールを導入し地域の知恵や活力を学校づくりに活かすことが非常に重要となる。それとともに、その中心となり子供たちの教育に一義的責任を負うのは教職員であり、未来を生きる子供たちに適切な教育機会を保障するため、教職員がしっかりとした授業準備や研修を行い授業力を高めながら、個々の児童生徒に対応した充実した指導を行い、保護者や地域の一層の信頼を得ることができるよう、指導体制の充実・確保を含め、文部科学省として全力で取り組むことが必要である。

なお、エビデンスに基づく教育の成果の検証を重視し、教育政策に関する実証研究を継続的に行うことは非常に重要である。文部科学省は、これまでも全国学力・学習状況調査等を実施し、その結果を学校教育政策の改善のために活用しているが、今後、こうした取組を更に積極的に進め、一層の展開を図るべきである。

その際、教育活動とその効果の間には複雑な過程が存在することから、その関係を把握・分析するためには、個々の研究成果の集積のみでなく、総合的な評価の形成が必要である。

これと同時に、生徒指導上の課題や学習上の課題への対応は、子供や保護者たちにとって今まさに直面している問題であり、その解決に向けた学校教育の条件整備は一瞬たりとも立ち止まることなく充実を図る必要がある。